

地域未来投資促進法 支援策のご案内

～市内事業者の皆様へ～

地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かして**高い付加価値を創出し**、地域の事業者に対する相当の**経済的波及効果**を及ぼすような、地域経済を牽引する事業(『**地域経済牽引事業**』)を実施する民間事業者等を支援するものです。

具体的な支援策

①法人税の軽減

条件

- 総投資額2,000万円以上
- 国が承認する先進性を有すること
- 対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと 等

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
(上乗せ要件を満たす場合)	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

(上乗せ要件)直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること等

②固定資産税の減免

条件

- 土地、家屋、構築物の取得価額1億円以上(農林漁業関連は5,000万円以上)
- 土地は、取得日の翌日から1年以内に建設着手した場合

対象設備	減免	期間
土地・家屋・構築物	課税標準額の1.4%	3年

支援を受けるには

桐生市が群馬県と共同で作成した基本計画に基づき、『**地域経済牽引事業計画**』を作成し、群馬県から承認を受ける必要があります。

裏面へ

計画記載事項

- ①事業の内容、実施時期、②必要な資金、調達方法、③事業実施による経済的効果 など
※計画書の様式や法律の詳細は、経済産業省HPを参照下さい。

<経済産業省 地域未来投資促進法HP>

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

計画承認要件

【要件1: 地域の特性を活用すること(以下①～⑧のいずれか)】

①	輸送用機器(自動車、航空宇宙産業等)、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器、生産用機器等の関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
②	繊維、木製品、食料品・飲料等の関連産業の集積を活用した地域産業の新市場開拓分野
③	公設試験研究機関や群馬県IoT推進研究会等の知見を活用した第4次産業革命分野
④	「群馬がん治療技術地域活性化総合特区」として地域指定された医療機器、医薬品、ヘルスケア等の関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア分野
⑤	長い日照時間や利根川の豊富な水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
⑥	草津、伊香保、水上、四万などの温泉、スタジアム・アリーナ、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」に代表される歴史文化遺産、集客力あるコンベンション施設等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
⑦	キャベツやきゅうり、下仁田ねぎやコンニャクイモ、上州和牛などの牛肉、豚肉、生乳などの特産物を活用した農林水産分野
⑧	関越自動車道、東北自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道の縦横に走る高速道路網等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野

【要件2: 高い付加価値を創出すること】

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が**4,300万円超**

【要件3: 経済的効果が見込まれること(以下①～④のいずれか)】

①取引額	2.5%増加
②売上	2.5%増加
③雇用者数	7.8%増加
④雇用者給与等支給額	2.1%増加

申請にあたって

申請にあたっては、**事前に群馬県未来投資・デジタル産業課までご相談下さい**。
基本計画や支援策の詳細、申請文書の作成方法等についてご説明いたします。
<群馬県未来投資・デジタル産業課 電話番号:027-226-3317>